

奈良県告示第四百八十一号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号。以下「防止法」という。）第四条の五第一項及び第二項の規定により、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成十九年六月奈良県告示第百十四号（化学的酸素要求量に係る総量規制基準）は、廃止する。ただし、平成二十四年五月一日以後に特定施設の設置又は構造の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_c 、 C_{cj} 、 C_{ci} 及び C_{co} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、平成二十六年三月三十一日まで間は、なお従前のおりとする。

平成二十四年二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 適用する地域

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号。以下「特別措置法」という。）第五条第一項に規定する区域のうち奈良県の区域

二 適用する工場又は事業場

防止法第二条第六項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

三 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

| | 指定地域内事業場の区分 | 総量規制基準 |
|---|--|--------------------------------------|
| 一 | 昭和五十五年七月一日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。） | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| 二 | 昭和五十五年七月一日以後特別措置法第五条第一項若 | $L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} +$ |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む。）及び同日以後特別措置法第五条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次項から二十二の項までに掲げるものを除く。）</p> | $C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co} \times 10^{-3}$ |
| 三 | <p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第三百二十七号。以下「昭和五十六年改正政令」という。）の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p> | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| 四 | <p>昭和五十六年改正政令の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場のうち、</p> | $L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$ |

| | |
|---|--|
| <p>同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを含む。 (のうち、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 (同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを除く。)</p> | |
| <p>五 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和五十七年政令第五百五十七号。以下「昭和五十七年改正政令」という。)の施行により昭和五十八年一月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)</p> | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| <p>六 昭和五十七年改正政令の施行により昭和五十八年一月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一</p> | $L_c = (C_j \cdot Q_j + C_i \cdot Q_i + C_o \cdot Q_o) \times 10^{-3}$ |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを含む。</p> <p>）のうち、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p> | |
| 七 | <p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第二百五十二号。以下「昭和六十三年改正政令」という。）の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和六十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p> | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| 八 | <p>昭和六十三年改正政令の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和六十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項</p> | $L_c = (C_{c1} \cdot Q_{c1} + C_{c2} \cdot Q_{c2} + C_{c0}) \times 10^{-3}$ |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを含む。)のうち、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和六十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを除く。)</p> | |
| 九 | <p>水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成二年政令第二百六十六号。以下「平成二年改正政令」という。)の施行により平成三年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p> | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| 十 | <p>平成二年改正政令の施行により平成三年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> | $L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$ |
| 十一 | <p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成三年政令第二百四十号。以下「平成三年改正政令」とい</p> | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>う。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p> | |
| 二十 | <p>平成三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成三年十月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> | $L_c = (C_j \cdot Q_j + C_i \cdot Q_i + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$ |
| 三十 | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成九年政令第二百六十九号。以下「平成九年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p> | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| 四十 | <p>平成九年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成九年十二月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成九年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> | $L_c = (C_j \cdot Q_j + C_i \cdot Q_i + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$ |
| 五十 | <p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成十年政令第七十三号。以下「平成十年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった</p> | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |

| | |
|---|--|
| <p>工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p> | |
| <p>十 平成十年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十年六月十七日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> | $L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$ |
| <p>十 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十一年政令第四百十二号。以下「平成十一年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p> | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| <p>十 平成十一年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十二年三月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十一年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> | $L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$ |
| <p>十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成十二年政令第三百九十一号。以下「平成十二年廃掃法改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p> | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |

| | |
|---|--|
| <p>二 平成十二年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十二年十月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十二年廃掃法改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> | $L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$ |
| <p>二 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第二百一号。以下「平成十三年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p> | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| <p>二 平成十三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十三年七月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> | $L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$ |

備考

この表に掲げる式において、 L_c 、 C_c 、 Q_c 、 C_{cj} 、 C_{ci} 、 C_{co} 、 Q_{cj} 、 Q_{ci} 及び Q_{co} は、それぞれ次の値を表すものとする。

なお、別表第一については、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）別表第二号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排水を排出する指定地域内事業場に

適用し、別表第二については、特別措置法第五条第一項に規定する区域内に設置される指定地域内事業場であつて、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のものに適用する。

Lc 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

Cc 別表第一又は別表第二の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第三欄の1に掲げる化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)

Qc 特定排水の量(単位 一日につき立方メートル)

Ccj 別表第一又は別表第二の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第三欄の3に掲げる化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)

Cci 別表第一又は別表第二の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第三欄の2に掲げる化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)

Cco Ccと同じ値(単位 リットルにつきミリグラム)

Qcj 平成三年七月一日(十二の項にあつては平成三年十月一日、十四の項にあつては平成九年十二月一日、十六の項にあつては平成十年六月十七日、十八の項にあつては平成十二年三月一日、二十の項にあつては平成十二年十月一日、二十二の項にあつては平成十三年七月一日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量)(単位 一日につき立方メートル)

Qci 昭和五十五年七月一日(四の項にあつては昭和五十七年七月一日、六の項にあつては昭和五十八年一月一日、八の項にあつては昭和六十三年十月一日、十の項にあつては平成三年四月一日)から平成三年七月一日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量(Qcjを除く。))(単位 一日につき立方メートル)

Qco 特定排水の量(Qcj及びQciを除く。)(単位 一日につき立方メートル)

四 施行期日

平成二十四年五月一日から施行する。

別表第一

| | |
|--|----------|
| | 化学的酸素要求量 |
|--|----------|

| | | | | | | | | |
|-----------------|------------------------------|---|--------------------------|------------|-------------|-----------|--------------------|---|
| 八 水産缶詰・瓶詰製造業 | 七 畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。） | 六 乳製品製造業 | 五 部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業 | 四 非金属鉱業 | 三 天然ガス鉱業 | 二 畜産農業 | 業種その他の区分 | |
| | | | | | | | （単位 一リットルにつきミリグラム） | 1 |
| | | | | | | | | 2 |
| | | | | | | | | 3 |
| 四〇 | 三〇 | 四〇 | 二〇 | 六〇 | 七〇 | 備考 | | |
| 四〇 | 三〇 | 四〇 | 二〇 | 六〇 | 七〇 | | | |
| 三〇 | 二〇 | 三〇 | 二〇 | 六〇 | 六〇 | | | |
| | | 平成八年九月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量（以下「平成八年九月一日前の特定施設に係る量」という。）にあつては、第三欄の3の値は、三〇とする。 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|---|-----------------|--|-------------------|--------|----------|
| | | | | | | | |
| | 五九 | 五八 | 五七 | 五五 | 五一 | 五〇 | 四九 |
| | 繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。） | 繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの | 繊維工業で麻製織工程に係るもの | 繊維工業（五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの | 生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。） | たばこ製造業 | 有機質肥料製造業 |
| | 〇 一二 | 四〇 | 九〇 | 七五 | 三〇 | 三〇 | 五〇 |
| | 八〇 | 四〇 | 九〇 | 七五 | 三〇 | 二〇 | 二〇 |
| | 八〇 | 三〇 | 九〇 | 七〇 | 三〇 | 二〇 | 二〇 |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|-------------------------------------|--------------------------|-------------------------|--|---|--|---|
| | 六六 繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの | 六五 繊維工業でフェルト製造工程に係るもの | 六四 繊維工業で不織布製造工程に係るもの | 六三 繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの | 六二 繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの | 六一 繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの | 六〇 繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの |
| | | 四〇 | 七〇 | 〇 一一 | | 〇 一〇 | 〇 一〇 |
| | | 四〇 | 七〇 | 九〇 | | 五〇 | 九〇 |
| | | 四〇 | 六〇 | 八〇 | | 五〇 | 九〇 |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|----|---|----|----|----|--|--|---|
| 六七 | 繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの | | | | | | |
| 六八 | 繊維工業（五五の項から前項までに掲げるものを除く。） | 三〇 | 三〇 | 三〇 | | | |
| 六九 | 一般製材業又は木材チップ製造業 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | | | |
| 七一 | 合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | | | 接着機洗浄水を循環するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一〇、一〇とする。 |
| 七五 | 木材薬品処理業 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | | | |
| 七六 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの | 七〇 | 七〇 | 六〇 | | | |
| 七七 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの | 六〇 | 六〇 | 六〇 | | | |
| 七八 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナーグラントパルプ製造工程又はサイモメカニカルパルプ製造工 | 五〇 | 五〇 | 五〇 | | | |

| | | | | |
|--|----|----|----|---|
| | | | | 程に係るもの |
| | 七九 | 八〇 | 八〇 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。） |
| | 八一 | 八〇 | 八〇 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。） |
| | 八二 | 六〇 | 八〇 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの |
| | | 七〇 | 八〇 | |
| | | 七〇 | 八〇 | |
| | | 六〇 | 八〇 | |
| | | | | 精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、第三欄の1の値は、八〇とする。 |

| | | | | |
|---------------|--|---|--|--|
| 八七 | 八六 | 八五 | 八四 | 八三 |
| パルプ製造業、洋紙製造業又 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナードグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナードグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。） |
| 三〇 | 五〇 | 一〇 〇 | 九〇 | 六〇 |
| 二〇 | 四〇 | 一〇 〇 | 九〇 | 六〇 |
| 二〇 | 四〇 | 七〇 | 八〇 | 五〇 |
| | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|--|----|--|----|----|----|--|--|--|--|--|----------------------------------|
| | | | | | | | | | | | は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。） |
| | 八八 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの | 四〇 | 四〇 | 四〇 | | | | | | |
| | 八九 | 機械すき和紙製造業 | 六〇 | 六〇 | 六〇 | | | | | | |
| | 九〇 | 手すき和紙製造業 | 九〇 | 九〇 | 八〇 | | | | | | |
| | 九一 | 塗工紙製造業 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | | | | | | |
| | 九二 | 段ボール製造業 | 二〇 | 二〇 | 一五 | | | | | | |
| | 九三 | 重包装紙袋製造業 | 七〇 | 七〇 | 七〇 | | | | | | |
| | 九四 | セロファン製造業 | 二五 | 二五 | 一五 | | | | | | |
| | 九五 | 乾式法による繊維板製造業 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | | | | | | |
| | 九六 | 繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。） | 八〇 | 八〇 | 六〇 | | | | | | |
| | 九七 | パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。） | 二〇 | 二〇 | 二〇 | | | | | | |

| | | |
|--|---|---|
| | 一〇九 | |
| | 石油化学系基礎製品製造業で 脂肪族系中間物製造工程に係 るもの | |
| | 六〇 | |
| | 六〇 | |
| | 四〇 | |
| | <p>一 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇、一五〇、一五〇とする。</p> <p>二 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、八〇、八〇とする。</p> <p>三 エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一三〇、一三〇とする。</p> | <p>化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇、五〇とする。</p> |

| | | | | | |
|-----|---|---|---|-----|---|
| 一一三 | 石油化学系基礎製品製造業で 合成ゴム製造工程に係るもの | 一一一 | 石油化学系基礎製品製造業で プラスチック製造工程に係るもの | 一一〇 | 石油化学系基礎製品製造業で 環式中間物・合成染料・有機 顔料製造工程に係るもの |
| 五〇 | 四〇 | 三〇 | | 五〇 | |
| 五〇 | 四〇 | 二〇 | | 五〇 | |
| 五〇 | 四〇 | 二〇 | | 三〇 | |
| 一 | 一 乳化重合法による 合成ゴム製造工程に あつては、第三欄の 値は、それぞれ同欄 の順序に従い、五〇、 五〇、五〇とする。 二 クロロプレンゴム 製造工程にあつては、 第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従 い、一三〇、一三〇、 一三〇とする。 | メチルメタクリレート 樹脂又はアクリロニト リル・ブタジエン・ス チレン共重合樹脂の製 造工程にあつては、第 三欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、七 〇、七〇、七〇とする。 | 合成染料又は合成染料 中間物の製造工程にあ つては、第三欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、一九〇、一九〇、 一八〇とする。 | | |

| | | | | | |
|------------|--|-----------|-----------|-----------|---|
| | <p>有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの</p> | | | | <p>工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二七〇、二六〇、二六〇とする。</p> <p>二 有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。</p> |
| <p>一一四</p> | <p>石油化学系基礎製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）</p> | <p>六〇</p> | <p>四〇</p> | <p>四〇</p> | |
| <p>一一五</p> | <p>脂肪族系中間物製造業</p> | <p>六〇</p> | <p>六〇</p> | <p>五〇</p> | <p>一 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二一〇、二一〇、一九〇とする。</p> <p>二 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、八〇、</p> |

| | | | | | | |
|-----|--|---|------------------|-------------|------------------|--|
| 一一〇 | プラスチック製造業 | 一一九 環式中間物・合成染料・有機 顔料製造業 | 一一八 コーラル製品製造業 | 一一七 発酵工業 | 一一六 メタン誘導品製造業 | |
| 三〇 | | 五〇 | 〇 一二 | 〇 一二 | 三〇 | |
| 二〇 | | 五〇 | 〇 一二 | 〇 一一 | 三〇 | |
| 二〇 | | 三〇 | 〇 一二 | 〇 一一 | 二〇 | |
| 一 | メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の値は、それぞれ同欄 | 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、一九〇、一九〇とする。 | | | | 八〇とする。 三 エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一三〇、一三〇とする。 |

| | | |
|---|------------------------------------|---|
| | | 一一二 |
| | 合成ゴム製造業 | 一一二 |
| | 有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。） | 一一三 |
| | 五〇 | 五〇 |
| | | 四〇 |
| | | 四〇 |
| | | 四〇 |
| <p>一 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、七〇とする。</p> <p>二 クロロprenゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一三〇、一三〇とする。</p> | | |
| | | 五〇 |
| | | 五〇 |
| | | 五〇 |
| <p>一 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇、一五〇、一五〇とする。</p> <p>二 有機農薬原体製造</p> | | |
| | | の順序に従い、七〇、五〇、五〇とする。 |
| | | 二 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。 |

| | | | | | | | |
|-------|------------------------|-------------|------------------|---|-------------------------------|------------------------------|---|
| 一二九 | 一二八 | 一二七 | 一二六 | 一二五 | 一二四 | 一二三 | |
| 塗料製造業 | 界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。） | 石けん・合成洗剤製造業 | 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 | 合成繊維製造業 | レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの | レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの | |
| | 四〇 | 一〇 | 四〇 | 三〇 | 三〇 | 五〇 | |
| | 四〇 | 一〇 | 四〇 | 二〇 | 三〇 | 三〇 | |
| | 四〇 | 一〇 | 三〇 | 二〇 | 三〇 | 二〇 | |
| | | | | アクリル系繊維製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、四〇、三〇とする。 | | | 工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---------|-------|---|--------|-----------|------------|-----------|----------|---|-------------|----------|
| 一三九 | 一三八 | 一三七 | | 一三六 | 一三五 | 一三四 | 一三三 | 一三二 | | 一三一 | 一三〇 |
| 香料製造業（前項に掲げるものを除く。） | 合成香料製造業 | 農薬製造業 | | 火薬類製造業 | 動物用医薬品製造業 | 生薬・漢方製剤製造業 | 生物学的製剤製造業 | 医薬品製剤製造業 | | 医薬品原薬・製剤製造業 | 印刷インキ製造業 |
| 三〇 | 〇 一二 | 三〇 | | 二〇 | 六〇 | 二〇 | 三〇 | 八〇 | | 七〇 | 四〇 |
| 三〇 | 〇 一一 | 三〇 | | 二〇 | 六〇 | 二〇 | 三〇 | 六〇 | | 七〇 | 四〇 |
| 二〇 | 〇 一一 | 二〇 | | 二〇 | 五〇 | 二〇 | 三〇 | 三〇 | | 六〇 | 三〇 |
| | | | 硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。 | | | | | | 平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあつては、第三欄の3の値は、七〇とする。 | | |

| | | | | | | | | |
|-----|-----------------------------|--|--|-----|--|--|--|--|
| 一四〇 | 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 | | | | | | | |
| 一四二 | ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。） | | | | | | | |
| 一四三 | 写真感光材料製造業 | | | | | | | |
| 一四四 | 天然樹脂製品・木材化学製品製造業 | | | | | | | |
| 一四五 | イオン交換樹脂製造業 | | | 一六〇 | | | | |
| 一四六 | 化学工業（一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | 四〇〇 | | | | |
| 一四七 | 石油精製業 | | | 二〇〇 | | | | |
| 一四八 | 潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | 三〇〇 | | | | |
| | | | | 三〇〇 | | | | |
| | | | | 三〇〇 | | | | |
| | | | | 三〇〇 | | | | 硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇〇、四〇〇とする。 |
| | | | | 二〇〇 | | | | 潤滑油製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇〇、三〇〇、三〇〇とする。 |

| | | | | | | | | | |
|--------|-----|-------|--------------|-------------------------------|-------------------------------|---|--------------------------|-----------|-------------------------------|
| 一八四 | 一八三 | 一八二 | 一八一 | 一八〇 | 一七九 | 一七八 | 一七六 | 一七五 | |
| 磨棒鋼製造業 | 伸鉄業 | 鋼管製造業 | 冷間ロール成型形鋼製造業 | 冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。） | 熱間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。） | 製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。） | 高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。） | フェロアロイ製造業 | |
| | 一〇 | | | | | 二〇 | 一〇 | 二〇 | |
| | 一〇 | | | | | 二〇 | 一〇 | 二〇 | |
| | 一〇 | | | | | 二〇 | 一〇 | 二〇 | |
| | | | | | | | | | の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇、三〇とする。 |

| | | | | | | | |
|-------------------|----------|--|-----|--------------|---|-------|--|
| 二二六 | 二二五 | 二二四 | 二二三 | 二二二 | 二二一 | 二二〇 | |
| 洗濯業（前項に掲げるものを除く。） | リネンサプライ業 | 宿泊業 | 飲食店 | 弁当仕出屋又は弁当製造業 | 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。） | 空瓶卸売業 | |
| 四〇 | 四〇 | 五〇 | 七〇 | 八〇 | 三〇 | 三〇 | |
| 四〇 | 四〇 | 四〇 | 五〇 | 四〇 | 三〇 | 二〇 | |
| 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 二〇 | 二〇 | |
| | | 平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第三欄の1及び2の値は、それぞれ三〇、三〇とする。 | | | | | 処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二〇、二〇とする。 |

| | | | | | |
|-----|--|----|----|----|--|
| 二二八 | 写真業（写真現像・焼付業を含む。） | 六〇 | 六〇 | 六〇 | |
| 二二九 | 自動車整備業 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | |
| 二二〇 | 病院 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | |
| 二三一 | し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに限る。） | 五〇 | 四〇 | 三〇 | <p>一 第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができする方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一〇、一〇とする。</p> <p>二 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の1及び2の値は、それぞれ三〇、三〇とする。</p> <p>三 二のうち、建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿</p> |

| | | | |
|-------|--------------------------------|--|--|
| 二二四 | | 二二三 | |
| ごみ処理業 | し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。） | し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。） | |
| 三〇 | | 五〇 | 八〇 |
| 三〇 | | 五〇 | 八〇 |
| 三〇 | | 四〇 | 四〇 |
| | 〇、二〇とする。 順序に従い、二〇、二〇、二〇とする。 | 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二〇、二〇とする。 | 浄化槽より高度にし尿を処理することができする方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一〇、一〇とする。 |

別表第二

| 業種その他の区分 | | | | | | |
|----------|-------------------------------|---|---|----------------------------|---------------------------|--------------------|
| | | 7 以上のいずれにも属さないもの | 6 指定地域内事業場に係る雑排水及びし尿（二二一の項及び二二二の項に掲げるものを除く。） | 5 自動式車両洗浄施設を使用する工程に係るもの | 4 水道業（二〇九の項に掲げるものを除く。） | （日本標準産業分類三二に属するもの） |
| 1 | 化学的酸素要求量 （単位 リットルにつきミリグラム） | 四〇 | 八〇 | 四〇 | 四〇 | |
| 2 | | 二〇 | 八〇 | 二〇 | 一〇 | |
| 3 | | 二〇 | 六〇 | 二〇 | 一〇 | |
| 備考 | | 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---------------|-------|------------|-------------------------|---|---------------------|-------|--------|------|
| | 一〇 | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 |
| | 魚肉ハム・ソーセージ製造業 | 寒天製造業 | 水産缶詰・瓶詰製造業 | 畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。） | 乳製品製造業 | 部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業 | 非金属鉱業 | 天然ガス鉱業 | 畜産農業 |
| | 三〇 | 八〇 | | 四〇 | 三〇 | 四〇 | 二〇 | 六〇 | 七〇 |
| | 三〇 | 八〇 | | 四〇 | 三〇 | 四〇 | 二〇 | 六〇 | 七〇 |
| | 二〇 | 八〇 | | 三〇 | 二〇 | 三〇 | 二〇 | 六〇 | 六〇 |
| | | | | | 平成八年九月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量（以下「平成八年九月一日前の特定施設に係る量」という。）にあつては、第三欄の3の値は、三〇とする。 | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|--|---|-----------------|--|--|------|
| | | | | | | | |
| | 六〇 | 五九 | 五八 | 五七 | 五五 | | 含む。） |
| | 繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの | 繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。） | 繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの | 繊維工業で麻製織工程に係るもの | 繊維工業（五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの | | |
| | 一〇〇 | 一二〇 | 四〇 | 九〇 | 八〇 | | |
| | 九〇 | 八〇 | 四〇 | 九〇 | 八〇 | | |
| | 九〇 | 八〇 | 三〇 | 九〇 | 七〇 | | |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--|----|---|----|--|----|-------------------|----|--------------------|----|-------------------------------|----|-----------------------|----|----------------------------|
| 六一 | 繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの | 六二 | 繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの | 六三 | 繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの | 六四 | 繊維工業で不織布製造工程に係るもの | 六五 | 繊維工業でフェルト製造工程に係るもの | 六六 | 繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの | 六七 | 繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの | 三八 | 繊維工業（五五の項から前項までに掲げるものを除く。） |
| 一〇 | 〇 | 一一 | 〇 | 七〇 | 七〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | | |
| 五〇 | | 九〇 | | 七〇 | | 四〇 | | 四〇 | | 三〇 | | 三〇 | | | |
| 五〇 | | 八〇 | | 六〇 | | 四〇 | | 四〇 | | 三〇 | | 三〇 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---|----|---|----|---|----|--|----|------------------------------------|----|---------|--|---------------------------------|----|-----------------|
| 七九 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は | 七九 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又はサ一モメカニカルパルプ製造工程に係るもの | 七八 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナーグラントパルプ製造工程又はサ一モメカニカルパルプ製造工程に係るもの | 七七 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの | 七六 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの | 七五 | 木材薬品処理業 | 七一 | 合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業 | 六九 | 一般製材業又は木材チップ製造業 |
| ○ 一四 | | 五〇 | | 五〇 | | 六〇 | | 七〇 | | 二〇 | | 三〇 | 四〇 | | |
| ○ 一三 | | 五〇 | | 五〇 | | 六〇 | | 七〇 | | 二〇 | | 三〇 | 四〇 | | |
| ○ 一二 | | 五〇 | | 五〇 | | 六〇 | | 六〇 | | 二〇 | | 三〇 | 四〇 | | |
| | | | | | | | | | | | | ○、一〇、一〇とする。 接着機洗浄水を循環するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一〇、一〇とする。 | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|----|--|----|---|--|---|----|---|
| | <p>未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）</p> | 八〇 | <p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの</p> | 八一 | <p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）</p> | 八二 | <p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの</p> | 八三 | <p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）</p> |
| | | 八〇 | | 六〇 | | 七〇 | | 六〇 | |
| | | 八〇 | | 五〇 | | 七〇 | | 六〇 | |
| | | 八〇 | | 四〇 | | 六〇 | | 五〇 | |
| | | | | | | <p>精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、第三欄の1の値は、八〇とする。</p> | | | |

| | | | | | |
|---------------|---|--|---|--|---|
| 八八 | 八七 | 八六 | 八五 | 八四 | ） |
| パルプ製造業、洋紙製造業又 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。） | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの | |
| 四〇 | 三〇 | 五〇 | 一〇 | 九〇 | |
| 四〇 | 二〇 | 四〇 | 一〇 | 九〇 | |
| 四〇 | 二〇 | 四〇 | 七〇 | 八〇 | |
| | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|------------------------------------|----|----|----|--|--|
| 一〇二 | 窒素質・りん酸質肥料製造業 | 三〇 | | | | |
| 一〇三 | 複合肥料製造業 | 三〇 | | | | |
| 一〇四 | 化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。） | 三〇 | | | | |
| 一〇五 | ソーダ工業 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | | |
| 一〇六 | 電炉工業 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | | |
| 一〇七 | 無機顔料製造業 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 黄鉛製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。 | |
| 一〇八 | 無機化学工業製品製造業（一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。） | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 一 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、六〇とする。 二 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五 | |

| | | | | |
|-----|-----|----|---|---|
| | 一〇九 | | 石油化学系基礎製品製造業で 脂肪族系中間物製造工程に係 るもの | |
| 一一〇 | | 五〇 | 石油化学系基礎製品製造業で 環式中間物・合成染料・有機 顔料製造工程に係るもの | 五〇 |
| | 一〇 | 六〇 | | 六〇 |
| 三〇 | | 四〇 | 合成染料又は合成染料 中間物の製造工程にあ つては、第三欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、一九〇、一九〇 | 一 青酸誘導品含有排 水を排出する工程に あつては、第三欄の 値は、それぞれ同欄 の順序に従い、二一 〇、二一〇、一九〇 とする。 二 塩素化合物触媒を 用いたアセトン又は アセトアルデヒドの 製造工程にあつては、 第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従 い、一〇〇、八〇、 八〇とする。 三 エピクロロヒドリ ン製造工程にあつて は、第三欄の値は、 それぞれ同欄の順序 に従い、一四〇、一 三〇、一三〇とする。 |

〇、五〇、五〇とす
る。

| | | | | |
|-----|--|-----|------------------------------|---|
| | | 一一一 | 石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの | 一八〇とする。 |
| | | 一一二 | 石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの | メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、七〇とする。 |
| 一一三 | 石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程 | 五〇 | 五〇 | 一 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二七〇、二六〇、二六〇とする。 |
| | | 四〇 | 四〇 | 一 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇、五〇とする。 二 クロロプレンゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一三〇、一三〇とする。 |
| | | 五〇 | 五〇 | |

| | | | | | |
|-----|---|----|----|----|--|
| | <p>を除く。)に係るもの</p> | | | | <p>二 有機農薬原体製造 工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。</p> |
| 一一四 | <p>石油化学系基礎製品製造業（ 一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）</p> | 六〇 | 四〇 | 四〇 | |
| 一一五 | <p>脂肪族系中間物製造業</p> | 六〇 | 六〇 | 五〇 | <p>一 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二一〇、二一〇、一九〇とする。</p> <p>二 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、八〇、八〇とする。</p> <p>三 エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序</p> |

| | | | | | | | | | |
|-----|---|-----|---|------|-------------|------|------|--|--|
| 一一六 | メタン誘導品製造業 | 一一九 | 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 | 一一八 | コールタール製品製造業 | 一一七 | 発酵工業 | | |
| 三〇 | | 五〇 | | 〇 一二 | | 〇 一二 | | | |
| 三〇 | | 五〇 | | 〇 一二 | | 〇 一一 | | | |
| 二〇 | | 三〇 | | 〇 一二 | | 〇 一一 | | | |
| | に従い、一四〇、一三〇、一三〇とする。 | | 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、一九〇、一九〇とする。 | | | | | | |
| | 一 メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、五〇、五〇とする。 | | | | | | | | |
| | 二 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、 | | | | | | | | |
| 一二〇 | プラスチック製造業 | 三〇 | | | | | | | |

| | | |
|---|--|---|
| | <p>一二二</p> | <p>一二二</p> |
| | <p>合成ゴム製造業</p> | <p>有機化学工業製品製造業（二〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）</p> |
| | <p>四〇</p> | <p>五〇</p> |
| | <p>四〇</p> | <p>五〇</p> |
| | <p>四〇</p> | <p>五〇</p> |
| <p>第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。</p> | <p>一 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、七〇とする。</p> <p>二 クロロプレンゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一三〇、一三〇とする。</p> | <p>一 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二八〇、二七〇、二七〇とする。</p> <p>二 有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。</p> |

| | | | | | | | | |
|-----|-------------------------------|----|----|----|--|--|--|---|
| 一三三 | レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの | 五〇 | 三〇 | 二〇 | | | | |
| 一二四 | レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの | 三〇 | 三〇 | 三〇 | | | | |
| 一二五 | 合成繊維製造業 | 三〇 | 二〇 | 二〇 | | | | アクリル系繊維製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、四〇、三〇とする。 |
| 一二六 | 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 | 四〇 | 四〇 | 三〇 | | | | |
| 一二七 | 石けん・合成洗剤製造業 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | | | | |
| 一二八 | 界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。） | 四〇 | 四〇 | 四〇 | | | | |
| 一二九 | 塗料製造業 | | | | | | | |
| 一三〇 | 印刷インキ製造業 | 四〇 | 四〇 | 三〇 | | | | |
| 一三一 | 医薬品原薬・製剤製造業 | 七〇 | 七〇 | 六〇 | | | | 平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあつては、第三欄の3の |

| | | | | | | | | | | |
|-------------------------|----------------------|---------------------|---------|-------|---|-----------|------------|-----------|----------|-----------|
| 一四二 | 一四〇 | 一三九 | 一三八 | 一三七 | 一三六 | 一三五 | 一三四 | 一三三 | 一三二 | |
| ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。） | 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 | 香料製造業（前項に掲げるものを除く。） | 合成香料製造業 | 農薬製造業 | 火薬類製造業 | 動物用医薬品製造業 | 生薬・漢方製剤製造業 | 生物学的製剤製造業 | 医薬品製剤製造業 | |
| 二〇 | | 三〇 | 〇 一二 | 三〇 | 二〇 | 六〇 | 二〇 | 三〇 | 八〇 | |
| 二〇 | | 三〇 | 〇 一一 | 三〇 | 二〇 | 六〇 | 二〇 | 三〇 | 六〇 | |
| 二〇 | | 二〇 | 〇 一一 | 二〇 | 二〇 | 五〇 | 二〇 | 三〇 | 三〇 | |
| | | | | | 硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。 | | | | | 値は、七〇とする。 |

| | | | | | | | |
|-----|-------------------------------------|-----|--|--|--|--|---|
| 一四三 | 写真感光材料製造業 | 一〇 | | | | | |
| 一四四 | 天然樹脂製品・木材化学製品 製造業 | 四〇 | | | | | |
| 一四五 | イオン交換樹脂製造業 | 一七〇 | | | | | |
| 一四六 | 化学工業（一〇二の項から前 項までに掲げるものを除く。 ） | 四〇 | | | | | |
| 一四七 | 石油精製業 | 二〇 | | | | | 潤滑油製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。 |
| 一四八 | 潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。） | 三〇 | | | | | 硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、四〇とする。 |
| 一四九 | コークス製造業 | 一八〇 | | | | | |
| 一五〇 | 石油コークス製造業 | 七〇 | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--------|-----------|------------|---|---------|-----------|-----------------------|--------|---------|
| 二〇九 | 二〇八 | 二〇七 | 二〇六 | 二〇五 | 二〇四 | 二〇三 | 二〇二 | 二〇一 | 二〇〇 |
| 下水道業 | ガス製造工場 | 精密機械器具製造業 | 輸送用機械器具製造業 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。） 電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業 | 電子回路製造業 | 一般機械器具製造業 | 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。） | 電気めつき業 | 非鉄金属製造業 |
| 三〇 | 二〇 | | | 一〇 | 二〇 | | 二〇 | 六〇 | |
| 三〇 | 二〇 | | | 一〇 | 二〇 | | 一〇 | 六〇 | |
| 三〇 | 二〇 | | | 一〇 | 二〇 | | 一〇 | 四〇 | |
| 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----|--------|-------------------|-------------------|----------|--|-----|--------------|----------------------------|-------|----------------------------------|
| 二二〇 | 二二九 | 二二八 | 二二六 | 二二五 | 二二四 | 二二三 | 二二二 | 二二一 | 二二〇 | |
| 病院 | 自動車整備業 | 写真業（写真現像・焼付業を含む。） | 洗濯業（前項に掲げるものを除く。） | リネンサプライ業 | 宿泊業 | 飲食店 | 弁当仕出屋又は弁当製造業 | 共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をいう。） | 空瓶卸売業 | |
| 三〇 | 二〇 | 六〇 | | 四〇 | 五〇 | 七〇 | 八〇 | 三〇 | 三〇 | |
| 三〇 | 二〇 | 六〇 | | 四〇 | 四〇 | 五〇 | 四〇 | 三〇 | 二〇 | |
| 三〇 | 二〇 | 六〇 | | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 二〇 | 二〇 | |
| | | | | | 平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第三欄の1及び2の値は、それぞれ三〇、三〇とする。 | | | | | 第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二〇、二〇とする。 |

| | | | | | |
|-----|---|----|----|----|--|
| 二二二 | し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに限る。） | 五〇 | 四〇 | 三〇 | <p>一 第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一〇、一〇とする。</p> <p>二 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の1及び2の値はそれぞれ三〇、三〇とする。</p> <p>三 二のうち、建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、</p> |
|-----|---|----|----|----|--|

| | | | | | | | |
|----|---------|------------------------|-------|-------|---|---|-----------|
| | | | | | 二三三 | 二三二 | |
| | 死亡獣畜取扱業 | 産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。） | 廃油処理業 | ごみ処理業 | し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。） | し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。） | |
| 四〇 | | 二〇 | 三〇 | | 六〇 | 八〇 | |
| 四〇 | | 二〇 | 三〇 | | 五〇 | 八〇 | |
| 四〇 | | 二〇 | 三〇 | | 四〇 | 四〇 | |
| | | | | | 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができする方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二〇、二〇とする。 | 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。 | 一〇、一〇とする。 |

| | | |
|------------------|---|----------------|
| | | |
| | | |
| 7 以上のいずれにも属さないもの | 6 指定地域内事業場に係る雑排水及びし尿（二二一の項及び二二二の項に掲げるものを除く。） | 施設を使用する工程に係るもの |
| 四〇 | | 八〇 |
| 二〇 | | 八〇 |
| 二〇 | | 六〇 |
| | 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。 | |